

## 【別紙 1】物価等の変動に関する委託料の増減精算

### 1. 1 費用増減精算の対象

契約期間中の委託料のうち、以下の費目については、人件費及び物価変動の変動に伴う費用増減精算の対象とする。その他の費目については、原則として費用の増減精算を行わない。

- (1) 運転管理業務委託料
- (2) 薬品費（本紙 1.3 項に記載の 4 種のみ）

### 1. 2 賃金水準の変動に伴う運転管理業務委託料の変更

#### (1) 採用する指標

国土交通省が公表する「公共工事設計労務単価表」のうち、長野県の電工単価を指標値とする。

#### (2) 変動の判定

令和n年度の長野県電工単価（新単価）と令和n-1年度の長野県電工単価（旧単価）を比較し、変動が±1.5%以上認められる場合、委託料の支払いが最新の電工単価に基づいた運転管理業務委託料となるよう、変更契約を行う。

#### (3) 変更時期

令和n年度4月の委託料支払い時から新単価を適用できるよう、令和n年4月1日に変更契約を締結し、令和n年度4月の委託料支払いから新単価に基づいた委託料を支払う。ただし、初年度（令和9年度）については、令和9年6月30日までに変更契約を締結し、令和9年7月の委託料支払いから新単価に基づいた委託料を支払う。なお、令和9年4月から6月の委託料については、変更契約の対象から除外する。

### 1. 3 薬品単価及び薬品数量の変動に伴う薬品費の変更

#### (1) 採用する指標

基準単価：市が薬品業者から取得した令和8年度の薬品単価

対象単価：市が薬品業者から取得した令和n年度の薬品単価

想定使用量：【要求水準書 別記4 想定流入水量、想定薬品量（令和9年度～令和18年度）】に記載の薬品量

#### (2) 対象となる薬品

以下4種の薬品を対象とする。

高分子凝集剤、次亜塩素酸ナトリウム、固形塩素、ポリ硫酸第二鉄

#### (3) 変動の判定

薬品単価の変動：

対象単価と基準単価を比較し、変動が±1.5%以上認められる場合、1.5%から乖離した範囲を精算対象とする。

薬品使用量の変動：

令和n年度の薬品使用量と想定使用量の差分を精算対象とする。

## 【別紙 1】物価等の変動に関する委託料の増減精算

### (4) 改定方法

下記数式に従って、精算額を算出する。

・対象単価が基準単価から1.5%以上乖離している場合※

$$(精算額) = (対象単価) \times (n \text{ 年度薬品使用量}) - (\text{基準単価} \pm 1.5\%) \times (\text{想定使用量})$$

・対象単価が基準単価から1.5%以上乖離していない場合※

$$(精算額) = (\text{基準単価}) \times (n \text{ 年度薬品使用量}) - (\text{基準単価}) \times (\text{想定使用量})$$

※対象単価は基準単価から1.5%以上乖離した範囲のみ清算対象とする。

(例：単価が1.8%上昇した場合は、 $1.8\% - 1.5\% = 0.3\%$ が清算対象となる。)

### (5) 精算時期

翌年度（n+1年度）4月の委託料支払い時に、合算して精算する。

以上